

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（廃止・縮減）

No	1	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	建設廃棄物の再資源化施設等に係る課税標準の特例措置		
見直し内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象 建設混合廃棄物選別装置（廃止） ・ 特例措置の内容 対象装置の課税標準の特例措置（取得後3年間、通常の課税標準となるべき価格を3/4の額に軽減） 		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第15項、施行令附則第11条第23項、施行規則附則第6条第41項第1号 〕		
廃止又は縮減の理由	建設混合廃棄物選別装置の設置が進み、近年の適用実績が減少しており、税制措置を講じる有効性が少なくなってきたため。		
増収見込額	118		（単位：百万円）